

2017年9月14日

消費者庁消費者制度課
意見募集担当 御中

「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律
の施行に向けた内閣府令（案）及びガイドライン（案）」に関する意見

(テキカクショウヒシャダントイ トクテイヒエイリカツドウホウジン ショウヒシャシエンキコウフクオカ)

氏名 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡

(リジチョウ アサミ ユキヒロ)

理事長 朝見 行弘

住所 〒812-0011

福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号博多大博通ビルディング8階

電話 092-432-2330

電子メールアドレス info@cso-fukuoka.net

意見

第1 意見の対象

「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）新旧対照表」
（以下「ガイドライン改訂案」という。）について、以下のとおり意見を述べる。

第2 意見の内容と理由

1 「5.（1）キ関係」について

(1) 意見の内容

改訂案に賛成である。

(2) 意見の理由

寄附者の氏名を知ることなく寄附金を受け入れることにより、寄附の募集を柔軟に行うことができるようになることから、当該団体の財政基盤の充実を図ることが可能となる。

しかし、十分の一を超えてはならないという制限については、寄附を受け入れた後の結果として判明するものであり、これによって寄附の募集が委縮しないように配慮すべきである。

2 「2.（2）イ（イ）関係」について

(1) 意見の内容

活動実績にかかる要件としての「相当期間」につき、「2年以上継続している」ことの例外を削除し、2年以上継続して活動していたとしても、認定後において、認定有効期間を通じて継続的に活動することが困難と考えられる事情がある場合は、「相当期間」要件を満たさないものと改訂することには反対である

(2) 意見の理由

活動実績にかかる「相当期間」を2年以上とすることに合理性はなく、この2年以上という要件は、あくまで目安にすぎず、活動実績が2年に満たない場合であっても、適格消費者団体として認定される可能性が残されている現行規定をもって妥当というべきである。

また、認定後において継続的な活動が困難と考えられる場合には、活動実績の要件を満たさないとするについては、将来の活動予測をもって活動実績として考慮することは不適切であると同時に、何をもって「認定有効期間を通じて継続的に活動することが困難」と判断するのかの基準が不明確である。むしろ、活動実績要件としての「2年以上」が認められるのであれば、認定後において十分な活動をなしうるよう支援すべきである。

3 「2. (6) ア関係」について

(1) 意見の内容

改訂案に賛成する。

(2) 意見の理由

現行規定につき、その判断要素を具体的に規定したものであり、債務超過等をもって当然に経理的基盤要件を否定するものではない点において、より柔軟な対応が可能になるものと考えられる。

4 「3. 関係」について

(1) 意見の内容

改訂案に賛成である。

(2) 意見の理由

更新にあたって、翌事業年度の収支見込みを考慮して「経理的基礎」を判断することに問題はない。

5 「5. (2) 関係」について

(1) 意見の内容

事業報告書に、翌事業年度の収支（役員等の報酬、職員の賃金、弁護士報酬等）の見込みとその算出根拠を具体的に記載しなければならないと改

訂することには反対である。

(2) 意見の理由

事業報告書は、事業の報告を記載した書面にほかならず、翌事業年度の収支の見込みとその根拠を記載するものではない。消費者契約法は、毎事業年度終了後三月以内に、「事業報告書」と「収支計算書」を作成し、保存することが義務づけられている（同法第31条）が、翌事業年度の収支の見込み（収支計画書）とその根拠を示す書面（事業計画書）の提出は義務づけられていないのであって、ガイドラインによってそれらの提出を義務づけることはできないものというべきである。

6 「2. (3) ア関係」について

(1) 意見の内容

体制整備の一つの目安として斟酌する事項として、社員数につき、少なくとも「会費を納入する等により活動に参加している者が」100人存在していることと改訂することには反対である。

(2) 意見の理由

ここにおいて、会費の納入は例示であるが、会費の納入以外のどのような事情をもって「活動に参加している」と解するのかその判断基準が明確ではない。また、総会における定足数など運営上の観点から、会費未納者については、いずれの団体においても除名、退会などの対応を行っており、その意味において100人の会員がいるということは、ほぼ全員が会費を納入しているものと考えられるべきであって、加えて「活動に参加している」ことを要件とすべき合理性はない。

以上